

第2回琵琶湖森林づくり県民税条例検討会概要

■開催日時

平成27年(2015年)11月30日(月)13時30分～15時30分

■開催場所

滋賀県庁北新館5-A 会議室

■出席委員

我妻委員、岩波委員、坂野上委員、高橋委員、田中委員、長島委員

以上6名(五十音順、敬称略) ※我妻委員については都合により途中退席

■議題

1. 森林審議会における琵琶湖森林づくり県民税の議論について

- 「森林審議会における琵琶湖森林づくり県民税の議論について」を、事務局から資料1から3に基づき説明。

<会長>

それでは、事務局から説明のあった資料1から3について、ご質問やご意見を頂戴したいと思います。

まず全体の部分では、事務局から説明があったように、基本的にこの検討会は、県民税のあり様をどうするのかというのが主軸なので、その前提になる、つまり県民税を一体何に使って、それなりの効果が上がっているのかといったような、前提の部分で、委員の率直なご意見やご質問を頂戴したいと思います。

森林審議会に参加されている委員もおられますし、もちろんそういう森林政策という観点からでも結構ですし、あるいは少し観点を変えて、財政的な要素も入れて、この使い方は一体どうなのか、そういうことも含めて、まず、県民税が現在何に使われて、あるいは歴史的にその使い方の重点がどう変わってきているかという、推移もご覧頂きながら、ご意見なりご質問なりを頂戴したいと思います。

<委員>

基本的に事業の内3つぐらいですが、1つは林道の話、1つは中小をまとめるという話で、一番大きいのはもう1つその所有の境界をはっきりさせるという話。

これらの話は、実は環境とかそういう話を一切なしにして、普通に取引をするときのベースになる、もしくは林業をするときのベースになる話だと理解をしている。

なので、これをしないという話は全然考えていないが、これが県民税で賄うことが適切なかどうかという話に関しては少し議論があり得るのではないかと。

今回の説明の中に、地球温暖化の話が出てきて、そのために従来の林業に関わる部分が

あるという話が出てきたが、例えば、所有境界を確定するという話は、地球温暖化があらうとなかろうと必要な話である。基本的に取引をする以上、所有権を明確にしなければならない。

所有権、取引の地面の境界をはっきりしなければ契約の権利義務関係がはっきりしないことになる。そう考えた場合に、この税金のそもそもの趣旨、資料 1 の 1 ページ目の最後の 3 行にあるように、これまでの木材生産を軸とした林業施設の体系には含まれない新たな視点に立った政策であるという概念になるかどうかというところで、どう理解したらよいか。

先程の地球温暖化の話があるので、この検討会として理解するというのであれば、それは不可能とは言わないが、やや強引ではないかという疑問を提示させて頂きたい。

<事務局>

平成 16 年度の段階で、林業が立ち行かなくなり、県民税事業を進めている。

現在、所有境界が分からなくなっていること自体は、林業として成り立っていないからでもある。10 年前からそういったこともあり、森林税が導入された経過を踏まえ、確かに業の部分で当然やるべきではないかという部分はあるかと思うが、環境重視の森林づくりをする前提として、境界も分からず、間伐もできないこともある。

それ以外でも、防災工事や公共工事ができないことにもなっており、そういったものをやろうとすると、境界や、間伐対象林の位置など、そういうものが判らないと成り立たない状況である。業として成り立つのであれば、その業の支援でそういったことが進むが、環境重視の間伐を進めるのにも、どうしてもその作業が必要になる。

<委員>

元々、林業政策にも環境という視点はある程度入っていたと思う。

境界確定も一般会計の方から出すというのが、本来だと思うが、次から次へと、シーリング、シーリングとかかかってくると、一般会計ですべきものがどんどんできなくなってしまって、だから森林税の方へ、事業を押し付けられているのではないかと、恐れを持っている。

だから、何らかの形で一般会計の方で必要なものはするという仕組みができればいいが、それはできないのだろうというのは分かるから、だから従来一般会計でやっていたような環境的なこともある程度入ってくるのは仕方ないかと思う。

それで境界確定をやったら環境が途端に良くなるかと言ったら、途端に環境は良くはならないと思うが、インフラとしてやっぱりそういうのは必要だろうと思う。

だから森林管理、インフラとしてどうしても必要だから、林業政策とか環境管理とかと結びついているところではそういうところが出てくるのかなと、整理をしているところ。

<委員>

シーリングも、分かっているが、逆に言えば、シーリングにかけられるとなかなか何も言えなくなるので、まさにこういう検討会こそ意見を申し上げた方がいいのかなという部分もある。やるべきことはきちんと普通の予算でやりなさいと。どうしようもないというならそれは認めないわけではないですよという形の、そのしきりとそういう意思表示が、何らか、あってもいいかと思う。

<事務局>

境界明確化事業というのは、各個人の所有物の境界を厳密にするものではなく、ここからは間伐が必要な森林であるとか、あるいはそうでないということを大まかに調べる事業である。

間伐の前提となる作業なので、ここはAさんの山、ここは間伐がこれだけ必要であるというところを測って、進めていく作業なので、従来の地積調査みたいなものではない。

道の話もあったが、調べると 35 団体のうち 19 団体が県民税を使って、作業道を作っている。間伐材を山に捨てておくと、腐って CO2 に戻ってしまう。それは今の時代まずく、外国から木を買ってくることを思えば、できるだけその山にあるものを下ろしてきて使うのが環境にも良いし、地産地消にもなるので、そういった間伐に付随する作業道を、県民税でやっている。

いわゆる基盤整備の林道というのは市町でやっているが、それは舗装したりとか、場合によっては、県境をまたいだり、市町をまたぐような大規模な県道にも近い林道もあると思う。そういうものではなく、間伐をするところに道をつけて、山から間伐材を下ろすための作業道というもので、他の都道府県でもやっているところである。

境界関係も間伐の支援ということで、いろいろ手法はあるかと思うが、他の都道府県でも境界関係の事業をやっているところである。

<会長>

元々、平成 16 年にこれを作った時の基本的な目的では、経済政策的な意味で日本の林業が疲弊しているから、その林業を復活させようということをこの税制では全く考えてない。

あくまでも環境をどうするという観点で、例えば今の境界の明確化も、環境政策を公が進めようとする際、いったいどこまで手を出したらいいのか、これはうちのだ、自分のとこだと言われると、後になって大変なことになるから、そのための森林政策として、境界を決めて進めようと、そういった位置付けでされていたのではないかと記憶している。

要するに、個人にたまたま受益がある場合は、それは一種の反射的利益として、もちろんそれが大き過ぎる場合には、それに見合うものを負担させようと言うが、通常、一般に森林を業として発展させるために、取引を発展させるという見地から、境界を確定する。そういう視点は、限りなくゼロに近かったのではないかなという印象を持っている。

ただ、パブリックな環境政策という面と、個人の経済的な利益という、その両面が微妙に結び付いていることも否定し難いことで、その辺りはなお問題として、ずっと残ると思う。

<委員>

先程の説明を聞くと、そのレベルの境界をはっきりしてなければ、もっとも取引できない。そのレベルの林道もなければ、そもそも林業ができない。と逆に読めてしまうようになってしまうのではないか。

<会長>

そういう場合は、そこは私企業だから、滅ぶに任せようという市場の原理で突っぱねるか、もう一つは、今の日本の経済構造とか日本の将来を考える場合には、やはり緑というのは必要だから、パブリックが一定程度必要である。例えば、地震が起きた場合にそれをどう保障するか、つまり個人の家を造る際に、今までの発想は、それはあくまでも私的財産になるから、それは駄目だというのがものすごく強かった。それが近年の東日本大震災や神戸の震災を含めて少しずつ考えが、変わりつつもある。

そうすると、公私の利益の切り分けというのはますます難しくなっており、その議論というのは、ずっとある種のグレーな問題として続くような気がしてならない。

それはある意味では、格闘し続けたいいけない問題と思っている。

<委員>

とにかく事業としてやらないといけない、これは確定している。その上で、じゃあこの財源をどう賄うかという話になった時に、何か注釈を書いた上で、認めましょうというところかと、要するに、本来一般会計でやるべきところも含むが、現時点では、他にやる財源がないからやりましょう、というそういうようなニュアンスの言葉を一緒に盛りざるを得ないのかなという印象を持っている。

<会長>

一つは、やはり公益性が必要だということ。

もう一つは、負担を求める場合に当初からその負担の使い道を決めるのか、あるいは決めずに、いわゆる今のように全部一緒に取った上で、社会全体で必要な優先順位で重要なものを決めていくのか。本筋論で言うと、まず全部一緒に徴収して、優先順位で決めると、これは当然のことで、平成16年に作った時の議会からそういう問題の指摘も当然あり、おそらく今から5年前もそういう指摘もあった。おそらく今度改定する場合も、同様の問題があると思う。それはそれで正論なので、その部分も準備をする必要があると思う。

<委員>

こういう目的税の一番まずい面は、お金があるから使う、という話になって、お金があるから本来一般財源でやるべき話を持ってきてしまうという効果が働いてしまう。

なので、それを回避するため、常にこういう検討会があるのだろうと思う。

そこに及びそうな時には一言ずつ発していくということが必要。

<会長>

公益性だとか、一般会計の可能性とかに十分対応できるような視点は、絶えず忘れないように、重要な指摘として受け止めて頂ければと思う。

少し、議論を変えて、特に最近の森林審議会で、新しい需要がこういう風に変化しているからこうしようという事を言われているとか、そういうこと等も含めて、お気づきの点、あるいはご質問やご意見等があればお聞かせ願えればと思う。

<委員>

環境経済学の分野では最近よく環境支払として、例えば農業だったら、農薬減らします、濁水流しません、だからお金ちょうだい、という政策がこれまである程度続いてきた。国でもそういう政策を今採用しているが、森林の方でも、その環境支払的にこれをやったから良くなった、間伐したから良くなったというのが出ているし、そういう環境支払的な考え方を考えてみてもいいかと思う。

結果、それが非常に県民に分かりやすいプロジェクトになるかと思う。

例えばアメリカの農務省は、プロジェクトベースで募集して、こういうプロジェクトをするからそれに対して補助金をつけるようなこともやっているらしい。

公益にどう結びついているのかが分かりやすいような事業というのも、これから考えたらいいかと思う。もう少し一般の人からのアイデア募集的なこともやってもいいのではな

いか。

ただし、問題は森林づくりなので、1年やったからそれで良くなるとかいうことはないの

<委員>

今の話に関連するかと思うが、私の住んでいる南志賀・滋賀里は、どちらかという

街中のすぐ近くの山の山主さんがいっぱいいる。実際には農業も兼業し、勤め人でもあり、街中のすぐ見える山を持っておられる方がいっぱいいる。でも、放置している。

結局は、林業するほどでもないし、他でご飯も食べられるし、農業をやっていれば、それでいいかというよう

なところもある。

そういう生活が成り立っている方が、昔は山を手入れしたら儲かった時代だったから、そのまま持っておられて、結局その山が放置されて、間伐にも行けないような状態に山が

すごく荒れている。それを何とかしたいと、私の知り合いの方が自分の地域だけでも山主を集めてちょっとでも山の手入れをしようと、運動している。

それこそ山の仕事は素人がチェーンソーを扱うところから勉強し、ちょっとずつ山を手入れしようと、地道な活動はしておられるが、やっぱり進まないし、ましてや素人なので、危ないところには入っていけない。一応、森林組合の方に教えてもらいながら、やっているが、遅々として進まない。

まだその地域は協力関係がすごくある特殊な地域なので、ボランティアでみんな日曜日に寄ってしようと言ったら集まってくれる人はいるが、そのうち皆さん年も取っておられるから集まってこないし、中には来られない方もいる。

境界もかろうじてまだ分かるけど、そのうち分からないようになる。そのうち山も放置され、今でもすごく荒れていて、その土砂とかが崩れてきて、下の方の町の小さい川に土砂が流れてきて大変なことになったりとか、すごく大洪水になったりとかじゃなくて、小さな事故というかそういう災害みたいなものがあちこちで起こっているが、それを防ぐ術が何もない。

そういう地道な活動に対して、補助金とかがあるから、私達がアドバイスして申し込んで、補助金を貰ったりしているが、補助金をもらうにはすごく手間がかかり、結局そういう人たちにとってはすごく負担で、できないと諦めてしまう。

儲けるためにやるような事業に対して、利用したらいけないとは思いますが、なんとかしたい、山を直したいと思うことに対しての援助というか、お金だけじゃなく人材もそうですし、いろんな山の手入れのことでもそうですし、ちょっとでもそういうのが継続して、その代わり 1 年やったからでは絶対変わらないのですが、それを継続して支援してやっていけるような仕組みがないのかなと思う。

例えば安曇川や多賀では自発的に、間伐材の買い取りをやっているとかいろいろしておられるが、そうではない山の手入れというか、そういう街中の山に、意外と見捨てられている部分もあって、県に森林政策課があることすら分からない人たちが山を持っている。そういう森林組合との関わりのない人たちが山を持っている、でも放置している。

その辺のところをケアできる何かがないと、環境やなんやと言っても、いいところの山はどんどん手入れされて、そうじゃないところはどんどん廃っていくということになるので、そういったところを、援助できる、そういう山を助けていけるような事に使えと、こういう税であることに意味があるのではないかと思うのが一つ。

あともう 1 つは、仕事で県産材の利用をしようと思ってやるが、実際に建てようかと思うと、利用できる県産材がない。

例えば、道の駅で県産材を集めろと言って、公共事業で使った時には、一般の市民、県民が家を建てたいと思う時になくなっていたりして、流通してない。

そういう木を生かす事業としてストックする場とか、ストックできる、そういう体制がない限り、どこかで頭打ちになるのではないか。

間伐材など端材の利用ももちろん考えていかなければならないが、建材として利用できる木をストックして、常に流通させるような体制が取れないと、利用しろと言っても難しいところはあるかと思う。

まあ、滋賀県は林業県ではなく、徳島や吉野と違って、そこまでのことはもしできないならできないで切り離してしまうとか、そういうのを考えていかないと、利用しろと言われても利用する立場としたら、使える木がないという状態はどうかと思う。

<委員>

私も京都で同じような話を聞く。県産材の利用促進をしようとなると、それだけのストックがいる。そうすると製材会社や工務店がそれだけ県産材を使わないといけないという話になる。じゃあ県産材を製材工場が使うにはどうしたらいいのかというと、結局山側から安定的に材が出てこないと思えないというのが実情。山側から安定的に出そうとなると、山側から増産をしなければならない。じゃあ増産しようとなると、そこでネックになってくるのが、さっきの境界問題になってくる。

今、団地化をして材を出そうという話になっているが、森林組合も結局境界を確定しないといけないし、経営計画は立てないといけないし、現場もやらないといけない、という現状の中で、結局その年、どこをやるかを決めたらもうそれで終わりになっている。

ストックを貯めようと思うと、5年先10年先の短期的、中期的、長期的計画が必要になってくるが、それをおこなう情報がない。

だから境界が全県で確定して、ここにはこれだけある、これだけ材がある。じゃあ今年はこちらを切れば何m³（リュウベイ）出てくる。来年はこちらを切れば何m³（リュウベイ）出てくるという計画を立てられれば、それは安定的な供給を目指すことができる。

それによって、例えば製材会社に今年は何m³（リュウベイ）出せますという話がいけば、やっとなら製材会社が、それを利用しましょう。という話になっていく。

結局、ストックがないという原因は、全て山側にある。山側がきちんと中長期的な計画を立てて、材を確実に出していく体制を取れないと、下が全然動いていかないというのが現状だと思う。

それを考えると、どうしても山側の情報を整備して、山側の中長期的な計画を立てられる状態にしないといけないが、その余裕が組合や事業体にはない。

先程、一般会計の話が出たが、本来は、一般会計でその情報を全部県側が整備しないといけないのだと思う。それをしないと、実際は回っていかないというところだと思うが、今のところ一般会計ではなかなかできないという現状がある。

それは林業だけではなく、県民がその材を使える機会を増やすということ、災害を防ぐなどいろいろな意味で環境を良くしていくという意味もあるし、県民が豊かにそれを使っ

ていける体制を取るためにも、やはり、いつもネックになるのが山側になっていくのが本当のところだと思う。

そういう意味では、本当は一般会計でやらないといけませんが、山側の現状を改善しないと、環境の面でも、県民がそれを使うという面でも、なかなか進んでいかないということであれば、今のこの状態を、県民税を使って少しでも推進していかないといけない。

これが、山の情報を整備できました。その中で回していきましょうとなれば、これを減らしていくという形を取っていかないといけないと思うが、今の状況では、それは難しいのかなと思う。

<委員>

所有境界は取引の基本だと思う。土地の取引、林地の取引、木の取引をおこなうのも、境界ごとに決まっていなくて話にならない。

それが、わざわざ新しく作った財源を使ってやらないといけないというのは、そもそも林業が全く回っていないから。これが、何らかの取引が成立する場であれば、自発的にやるものである。

自分の財産が確定しない人はいないと思うので、山がもう財産というよりは、所有者の負担となっている。2,30年前にも聞いたが、山なんて扶養家族と一緒に持っていれば持っているほど負担になるという状態。

間伐施業するための確定、これは施策というより事業をするための手続きぐらいのものではないかと思う。

実際は、個人の境界をその個人が全く興味を示さないような状態になっているので、結局環境を良くするために何かしようとしても、何もできない。境界確定については、その何かするための作業なのかと思う。

それはもしかしたら、林道にも通じるものがあって、現状は、別に道をつけて何かしようというモチベーションが全くないわけではなく、作業道など、何かしようとして、しないわけにはいかない。そういう状態かと思う。

もう1点は、環境を良くするために県民税でいろいろやってきて、普通の施策もあるが、一向に良くなる気がしない。これが林業の方に有利に働いて、誰かが儲けたという話もない。そういう意味では最低限これはせざるを得ないこと。林業を置いて、しないと何もできないという問題なのかと思う。

<会長>

業として産業として森林をどうするのかというのは、非常に大きな問題で、これは国レベルを含めて、それこそ森林審議会の中で、その辺りの根底的な、そもそも論みたいなきとも含めて検討して頂いた方が本来はいいのかなと思う。

あと、かなり重要な、根底的な問題についてのご意見もあったので、それを事務局として整理して受け止めて頂ければ良いかと思う。

あと、私の方から、使い道という点でお聞きしたいことが2つある。

1つは、資料2で書いてある生物多様性に富んだ豊かな森林づくりという意味が、私のような素人には分かりにくい。主要な戦略プロジェクトとの関係でいくと、生物多様性の保全に向けて、増えすぎたニホンジカの生息密度の低減ということで、この生物多様性というのはシカをなんとかするという話なのか、そんな狭い話とは違って、もっと大きなことを言っているということなのか、これは別に今すぐということではなく、暫定的なものということなのか。

<事務局>

生物多様性は、シカの話もそうだが、条例改正を行う中で、森林審議会でどういう視点でやっていくかという話があり、森林の新たな価値として、いろいろな動植物がいて、生物の多様性が保全されることで、水が出来たり、空気が出来たり、多面的機能につながるので、どういった森林づくりをするかというテーマとして、様々な動植物や、いろいろな樹種、樹齢構成の生物多様性が保全された森林づくりをしていくべきではないかというご提言を頂き、それをテーマに掲げて6年間やっていくものである。同じ間伐をするにしても多様性に配慮した森林づくりもあろうかと考える。

<会長>

それに対して反対したり否定したりとかいう気は全くなく、そうすると、主な戦略プロジェクトの、2番目の表現は、「生物多様性の保全に向けて増えすぎたニホンジカの生息過度の低減」これはシカのことしか考えていないのかという風になりかねないので、そういう場合は、「生物多様性の維持の一環として」とか、少し表現を考えられた方が、これだけだと、すぐにニホンジカに行ってしまうように見られかねないから、少し気になった。

あともう1つ、3ページのところで、最近の傾向として、目的不明な森林の取得というのがある。これに関して、それがどういうものか、その対応策としてどうするのか、あるいはそれに対応する費用として一体どうなのか、その辺りも含めて、分かりやすく、それが費用の部分にどう落ち込んでいるか、こういうところも含めて少し説明頂いた方が、せっかく新しいテーマとして、こういうことをしないとイケないと言っている以上は、工夫された方がいいのかなと思う。

あと、それ以外にもいろいろなご意見があるかもしれないので、今の使い道とか課題等について、あればお聞きしたい。

<委員>

ニホンジカの話が出てきたので、直近の話題として、ニホンジカが増えすぎて下草がなくなってしまう、非常に問題になっているというのは分かるが、もう少しランドデザインがあってもいいのかなと思う。

他の動植物についても、県の他の部署では、生物多様性計画として一生懸命やっているが、あまり連携がない。シカに集中してやるというところを、もう少し長期計画を持って全体の森林計画を考えてもいいかと思う。そういうことをすると、もっと県民に理解されるかと思う。

2. 琵琶湖森林づくり県民税の賦課徴収制度（県民税均等割超過課税制度）

のあり方について

○「琵琶湖森林づくり県民税の賦課徴収制度（県民税均等割超過課税制度）のあり方について」を、事務局から資料4から8に基づき説明。

<会長>

県民税の今の制度の基本的な組立てや、あるいは同種の森林税を持っている他の都道府県の動向、県と市町の反応、国の森林税の立法動向など制度の仕組みに関連して説明があった。

この検討会では、今の森林県民税の税収を使って滋賀県の森林づくりを進めていくというところで、税の組立てとか、税の有り様に軸足をおいて、それを改めるのか、もっと工夫するところがあるのか、ということについて議論することになるので、次の第3回の会議では、この県民税の組立てを中心に議論をお願いすることになると思う。

ご意見があればもちろん仰っていただいてもいいが、まずは、事務局の説明を聞いて、ご意見、ご要望等をお聞かせ願えたらと思う。

<委員>

前回の検討会で、認知度が低いのではないかという話があって、実は去年研究室の学生に調べてもらったのですが、結果だけいきますが、認知度調査は色々な方法があって、直接比較するのは難しい。けれど、それなりにバラツキがあり、滋賀県は割と下のほうにある。それで、これが何に起因するものかというのも色々調べてもらった。

結論から言うと、まず1つは、新聞記事の数。特に認知度が高いのが長野、福島、高知だが、そういうところでは盛んに報道がされている。例えば高知は最初なので政治問題化した。どちらが原因かというのは難しいところがあるが、ある程度、政治問題化してメディアで凄く取上げられた。

それともう1つは、県民一人あたりの森林面積と税認知度、若干関係がある。やはり山のある県だと認知度が高いのかなということが見つかった。他にも例えば広報予算との関係を見てみたが、あまり関係は見当たらなかった。それで、ぜひここでこういうことをしたら認知度が高まりますということを言いたいが、残念ながらそんな夢のようなことは見つからず、その県の独自の要素や政治、導入の過程でもめたかどうかで決まってくるのかと思う。

そこで私が言いたいのは、かなり長期間に渡ってこのような森林に関する親しみを上げていく必要があるのではないかということ。

<会長>

貴重な研究の結果をいただいた。なかなかこういったものは実際にやってみないと分からないところがあるので、そういう現状の意識の確認というところが出発だと思う。

<委員>

あまり極端に上がることは期待しないほうがいいということ。

<会長>

ではそれ以外、あるいは今の意見を含めてでも結構だが、何か質問があれば。

<委員>

資料6の市町からの意見で、町が実施する地域特性に応じた施策の財源として県民税を活用できるよう検討されたいという話があったと思うが、実際に県民税が市や町ではどのように利用されているのかは、基本的に今までまとめていただいた分と同じかたちとなっているという理解でよいか。

<事務局>

前回の検討会でお配りした、琵琶湖森林づくりガイドを開いていただくと、市町が実施や、市町または森林組合が実施というものがある。例えば環境林、一番左上だと市町や森林組合、それから放置林だと市町が実施、その他にも里山リニューアル事業という4番のところだが、里山の整備等だと市町が中心となってやっておられる事業がある。

市町が自由にできる事業が何かないかという、例えば協働の森づくり啓発事業等でイベント等を行っているが、これを市がおこなうイベントにも補助を出すということに広げるなどということをしている。

あとは木の学習机等の木製品の導入関係等は市町に補助を出しており、やまのこ事業については市町が中心となってやっていた。

ご要望いただいている内容としては、市町はこういった補助事業だけでなく、県が決め

た事業以外にも市が自由に使いたいというようなご要望をいただいているが、県民税として目的を決めて税をいただいているので、自由に、市で独自にやりたいことをやってもらおうというのは難しいというお答えはさせていただいている。

<委員>

具体的にこういうものに使いたいという話はあったのか。

<事務局>

地域特性に応じた施策で、それぞれ自由にやりたいという要望はある。

<委員>

自由にやりたい、ということだけか。

具体的にこういうことに使いたいからよいか、という話ではなく？

<事務局>

全体からいただいている要望というのは資料に書いてあるとおり。

それぞれ思いはあるかもしれないが。

<委員>

わかりました、ありがとうございます。

<委員>

認知度がらみで、例えば、コストがかかるというのは分かるが、明示的に税をとったほうが認知度は上がるなどの検討をされたことはあるか。というのは、昔ガソリン関係で税を取られたときに、半分ぐらいが既に税で取られているなどと言って、そういう事が案外世の中の人には知られていないというようなことがあったので、税の取り方によって、認知度が上がるというような可能性はあるのか。

<事務局>

その点については、平成 22 年度の検討会でも他の先生のご意見があるなど、議論されていた。ただ、法定外目的税として、各納税者に琵琶湖森林づくり県民税の納税通知書を発送し納付していただくといえ、それはそれでインパクトがあるかもしれないが、賦課徴収制度と広報周知ということについて、同一視せず、賦課徴収の中では、むしろ徴税コストの方を優先させたいということがあり、そのあたりの総合的な評価によって、現行のほうが有利だということで結論づけられたものと思っている。

賦課徴収制度での広報周知のインパクトは否定できないが、広報周知についてはもう少し他の方法で考えて、準備させていただきたいというのが思いとしてはある。

ひとつ考えられる広報周知の方法としては、やまのこ事業というものを小学校で実施しており、森林の大切さなどを授業でおこなっているが、その時に、この授業で森林税が使われているというようなことをお伝えいただいていないような状況もあるかなと思うので、その辺りを教育面などで地道に広報したり、使途面などでもこういったものに使っているというような情報を報道機関などに資料提供させていただいたりして、新聞等のパブリシティを使って、できるだけ費用をかけずに、地道な活動がまずはあるかと思う。

租税教育は一般に森林税だけではなく、子どもの頃から教育して、認知度を高めていくことが重要だと思うので、やまのこ事業について、それが周知されるようになり、大人の世代になったときに今後、認知度の向上につながることになる。

また、県産材などを使った場合は、これは琵琶湖森林づくり県民税の充当事業ですというステッカーを付けるなどしているが、もう少し分かりやすいようなかたちでできないか考えてみたい。市町と連携しながら、現場の県民に近いところでの広報周知もしないといけないと思っている。

<会長>

行政の思いと現実の効果は、常に乖離する。それはそれでやむを得ないところがあるというぐらいのある程度の余裕を持ってみないと、ある人はそれを認知していないからこの政策をやっているのが問題だということには決してならない。

言われるように、地道にその場を捉えて丁寧に話をしていくという積み重ねしかないような気もする。少しずつ積み重ねてメインは今こういうのが進んでいるのだろうと思うし、それも含めて今のような制度を何のために作るという、要するに目的税のメリット・デメリットというような両面を考えて、今のように一応落ち着いているところなのだろう。

他に、こういう点をもう少し説明して、次の検討会にはご用意してもらったほうがいいということがあれば仰っていただきたい。

ただ難しいのは、税政の組立て云々になると、すぐ頭に像が浮かんでくる、そういうバックグラウンドと経験を持った人と、持たない人で差があると思うので、そのあたりは、できるだけ分かりやすく、それがこういう事業に使われるということによってより大きな公益に役立っているという、そういうことも議論していく上でベースにあると考え、今日の全般で話したことをもう一回、特に森林政策課を含めてコメントしていただく点もあると思うので、そういうものも、この次の第3回で、半分とは決して言わないが、2割、3割ぐらいはそういった議論を踏まえた上で第3回も議論を進めていければいいかなと思う。

なかなかこの均等割の方式でいいかとか、800円でいいかとか、そういう話に入っていくと、ウツとなるかもしれないので、そのあたりはあまり現実的なことだけでなく、色々な

経験をお持ちの委員がおられますので、それを反映できるような議論をしていけばいいように思う。この次の組立ては事務局と相談させてもらうが、今申し上げたように、どう使うかという議論を少し積み残して、この次の議論に繋げていくということできさせていただきたいと思う。

<委員>

こういう資料を見ていると、続ける可能性というのがあり得ると思うが、そうなるのは、1つはオプションが無いということ。何かもう少しオプションか検討課題的なものがあるれば議論としてはしやすいかなと思う。私たちの今日の前にあるオプションというのは、やめるか、これはどうかという程度かなと。それは、現実にはなかなか難しい。

<会長>

そう、難しい。それもあって事務局は平成16年の創設時の、資料4にあるような今の方式とは全く違う新たに税を作るという方式、それは今もなおオプションとしては有りうると思った。あるいは、今の超過課税方式でもある種のバリエーションが無いことは無いかなと思う。

そういうものは、どうしても現実的な背景や、今こういうことで困っていると、例えば本当は今の環境を考えるとこういう事業がやりたいが、しかし財源が無いから、県民の皆様には申し訳ないけれども、公益性から見て、この事業は滋賀県にとってももの凄く大事だから負担をして欲しいと、そういうことがある程度言えれば、それは本当に必要かという議論が可能になるが、今聞いた範囲では森林政策課が担当している行政だとか、あるいは森林審議会が当面している政策課題で、これは絶対しないと滋賀県にとっては具合が悪いと、だからこの財源をどこから持ってこなければならぬ、そういう声があれば出していただいた方がいいし、事業サイドで色々検討したが、今はもう少しマイルドに、今までの延長線でやりたいというように考えているならば、そのようなことをこの次の議案として言ってもらいたい。

やはり、ある種リアリズムで今どうなのだとるところから出発した方が、話としてはしやすいと思う。

<委員>

私ばかりで申し訳ないが、県全体の動向というのはわかったのですけれども、もしこれと並列するような資料を作るとしたら林業費の推移、いわゆる一般会計を見せていただきたい。

<会長>

それはおっしゃる通りで、色々なことを検討する材料となるので。この次に用意いただ

きたい。

ではそろそろ時間ですので、この議論については今のところで終了させていただく。

<事務局>

時間がまいりました。

色々なご意見をいただき、参考にさせていただこうと思う。

ご要望でいただいた資料についても調整させていただき、またご用意させていただきたい。

次回は1月14日、年明け早々となるが、よろしくお願ひ申し上げる。

3. 日程調整

○第3回：平成28年1月14日（木）10:00～12:00